

介護保険制度についてお知らせします

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支える制度です。介護保険の保険料やサービスの利用者の負担額の軽減などについてご案内します。

保険料について

第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料

第1号被保険者の保険料は、表1のとおりです。世帯が同じでも保険料は個人ごとにかかります。

保険料の納付方法

特別徴収(年金からの天引き)と普通徴収(納付書または口座振替による納付)の二つの方法がありますが、原則は特別徴収(年金からの天引き)です。

特別徴収

老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の給付を年間18万円以上受けている人は、保険料を年金からの天引きで納めていただきます。

ただし、最近港区へ転入してきた人や65歳を迎えたばかりの人などは、しばらくの間、普通徴収(納付書または口座振替による納付)で納めていただくこととなります。

普通徴収

特別徴収対象外の人は、納付書または口座振替等による支払いをお願いします。

普通徴収から特別徴収へ

社会保険庁等の年金保険者と港区の間で天引きの準備が整った人は、順次特別徴収に切り替わります。平成20年度は4・6・8・10月に開始されます。

4月に特別徴収が開始される人には、2月に「特別徴収開始通知書」をお送りしています。

6月に特別徴収が開始される人は、4月10日以降に、区から「特別徴収開始通知書」をお送りします。

8・10月に特別徴収が始まる人は、6月中旬以降にお送りする予定の「平成20年度介護保険料納入通知書」の内訳欄にて、通知をさせていただきます。

年間保険料額のお知らせ

平成20年度の介護保険の年間保険料額は、6月の住民税

課税状況が決定した後、確定します。(表1参照)
 ◎特別徴収の人
 今年度の保険料が確定した後、4・6月の天引き額を差し引いて、8月以降調整した額を6月中旬以降にお知らせする予定です。
 ◎普通徴収の人
 今年度(平成20年4月～平成21年3月)の年間保険料を6月～翌年3月の10回に分けて納めていただきます。保険料決定のお知らせは、6月中旬以降に、納入通知書と納付書をお送りします。

※平成20年1月以降港区に転入された人は、住民税課税状況を前居住地に照会します。その回答時期によって、保険料決定の通知を7月にお送りする場合があります。その場合は、保険料を7月から翌年3月までの9回に分けて納めていただくこととなります。

保険料額の特例

平成18、19年度に限り適用した保険料額の特例を、平成20年度も引き続き適用します。平成20年度に適用される人には、通知等に保険料額の特例についてのお知らせを同封しています。ご確認ください。要件は表2のとおりです(申請の必要はありません)。

保険料の軽減・減免制度

活が困窮している人の保険料を軽減する制度や、災害・病気・失業等で生活が一次的に苦しくなり、保険料を納められなくなった人に、保険料を減額または免除する制度があります。詳しくは、高齢者支援課介護保険係・介護取納相談担当にお問い合わせください。

保険料滞納の場合

保険料を納めないでいると、サービスを受けたときに、費用の全額をいったん支払うことになったり、自己負担額が増えたりする場合があります。

ご利用ください

「あつたかいね介護保険」介護保険制度のしくみやサービスの利用のしかたをわかりやすく解説し、居宅介護支援事業者の一覧や事業所マップを掲載したガイドブックです。
 高齢者支援課(区役所2階)
 ・各総合支所くらし応援課・地域包括支援センターで配布しています。

表1 第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料

所得段階	年間保険料額	対象者
1	21,600円	・生活保護を受けている人 ・老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が区民税非課税の人
2	21,600円	・本人および世帯全員が区民税非課税で、合計所得+公的年金収入が80万円以下の人
3	35,100円	・本人および世帯全員が区民税非課税で、合計所得+公的年金収入が80万円を超える人
4	54,000円	・本人が区民税非課税だが、同一世帯内に区民税課税者がいる人
5	67,500円	・本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が250万円未満の人
6	81,000円	・本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が250万円以上500万円未満の人
7	94,500円	・本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満の人
8	108,000円	・本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の人
9	121,500円	・本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の人
10	135,000円	・本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円以上の人

表2 保険料額の特例の該当要件

- ①本人が平成20年度区民税課税になり、次の要件に該当する人(第5段階→第4段階)
 - ・昭和15年1月2日以前に出生した人
 - ・前年の合計所得金額が125万円以下の人
- ②本人は区民税非課税であり、下記の3つの要件に該当する人(第4段階→第3段階)
 - ・上記①に該当する人と同一の世帯に属すること
 - ・昭和15年1月2日以前に出生した人
 - ・同一世帯に上記①以外の区民税課税者がいないこと

要介護(要支援)認定について

介護サービスを利用するためには、要介護(要支援)認定申請をして「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

申請方法

申請は、地域包括支援センター(白金の森・港南の郷・北青山・芝・南麻布)・各総合支所

くらし応援課保健福祉係・高齢者支援課介護認定係(区役所2階)でお受けします。また、高

齢者支援課介護認定係では郵送でも申請をお受けしています。

なお、厚生労働省で定める居宅介護支援事業所や介護保険施設などに申請を代行してもらうこともできます。

※要介護認定申請書は区のホームページからダウンロードできます。

認定調査

①訪問調査
申請を受けると、区の職員ま

たは区が委託した介護支援専門員(ケアマネジャー)が自宅や施設を訪問し、心身の状態などについて本人や家族から聞き取り調査を行います。

主治医の意見書

本人の心身の状況をよく知っている主治医に病状や負傷の症状についての意見書を作成してもらいます。作成に関しては、区が主治医に直接依頼します。

審査・判定

訪問調査に基づくコンピュータ判定の結果と、特記事項、主治医意見書をもとに、保健・医

認定・通知

介護認定審査会の結果に基づいて「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」の区分に分けて認定します。その結果を受けて、認定結果通知書と介護保険被保険者証が区から郵送されます。

※要介護認定の有効期間は原則として新規・区分変更申請は6カ月間、更新申請は12カ月間です(更新申請の場合、最

介護サービスの利用について

長24カ月間の場合もあります。更新の対象者には有効期間満了日の60日前に港区から更新

利用料の軽減制度があります

毎月の利用料が高額になったとき

介護(介護予防)サービスを利用した時に、1カ月の利用者負担額が上限額(表3)を超えた場合は、超えた部分が高額介護(介護予防)サービス費として支給されます。

該当する人には、区から申請書をお送りします。

ホームヘルプサービス等利用者負担の助成(港区独自の制度)

介護予防訪問介護・訪問介護

手続きの通知が郵送されます。更新申請すると、あらためて認定調査を行い、審査・判定します。

介護予防訪問看護・訪問看護・夜間対応型訪問介護について、1割の利用者負担額を3%に軽減します。表4の対象要件にすべて該当する人は、高齢者支援課介護給付係に申請をしてください。対象者と認定されると、最初に1割の利用者負担をしていただき、後日7%分を港区から助成します。

利用者負担額の助成(2分の1助成)(港区独自の制度)

同月に利用した介護サービスの利用者負担額のうち、1万5000円を超え、2万4600円以下の部分についての負担額の2分の1を助成します。(最高4800円/月)表4の対象要件のすべてに該当する人は、高齢者支援課介護給付係へ申請をしてください。対象者と認定されると助成が受けられます。

心身障害者等に対するホームヘルプサービスの利用者負担額の軽減(国の制度)の割合が変わります

心身障害者等に対するホームヘルプサービス利用者負担額軽減の対象者として認定を受けている人が、予防訪問介護・訪問介護・夜間対応型訪問介護を利用した場合、利用者負担額の軽減制度は、6月30日(月)までは、利用者負担額を1割から6%に、7月1日(火)からは、本来の1割負担になります。

表4の対象要件に該当したら、申請書を提出し、対象者と認定された場合に助成を受けることができます。詳しくは、高齢者支援課介護給付係までお問い合わせください。

介護サービスの内容

要介護1～5の人が利用します

介護保険の対象者で、心身の状態により、さまざまな支援を要する人が受けるサービスです。

介護サービス

・居宅介護支援(ケアプランの作成)

居宅介護支援事業所のケアマネジャーがケアプランを作成します

- 訪問を受けて利用する
 - ・訪問介護・訪問入浴介護
 - ・訪問リハビリテーション・訪問看護
 - ・居宅療養管理指導
 - ・夜間対応型訪問介護
- 通所して利用する
 - ・通所介護・通所リハビリテーション
 - ・認知症対応型通所介護
- 短期間入所する
 - ・短期入所生活介護
 - ・短期入所療養介護
- 在宅に近い暮らしをする
 - ・特定施設入居者生活介護
 - ・認知症対応型共同生活介護
- 居宅での暮らしを支える
 - ・福祉用具貸与、特定福祉用具購入
 - ・住宅改修費支給
- 施設に入所する
 - ・介護老人福祉施設
 - ・介護老人保健施設
 - ・介護療養型医療施設

要支援1・2の人が利用します

介護保険の対象者ですが、要介護状態が軽く、心身機能が改善する可能性が高い人などが受けるサービスです。

介護予防サービス

・介護予防支援(介護予防ケアプランの作成)

地域包括支援センターの保健師などが中心となり介護予防ケアプランを作成します

- 訪問を受けて利用する
 - ・介護予防訪問介護
 - ・介護予防訪問入浴介護
 - ・介護予防訪問リハビリテーション
 - ・介護予防訪問看護
 - ・介護予防居宅療養管理指導
- 通所して利用する
 - ・介護予防通所介護
 - ・介護予防通所リハビリテーション
 - ・介護予防認知症対応型通所介護
- 短期間入所する
 - ・介護予防短期入所生活介護
 - ・介護予防短期入所療養介護
- 在宅に近い暮らしをする
 - ・介護予防特定施設入居者生活介護
 - ・介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援2のみ)
- 居宅での暮らしを支える
 - ・介護予防福祉用具貸与
 - ・特定介護予防福祉用具購入
 - ・介護予防住宅改修費支給

非該当の人や要支援になるおそれのある人が利用します

介護保険の対象者にはなりませんが、港区が行う生活機能評価を受け、生活機能の向上が必要とされた人などを対象とするサービスです。

特定高齢者対象事業 介護予防サービス

・介護予防ケアプランの作成

地域包括支援センターの保健師などが中心となり介護予防ケアプランを作成します

- 運動器の機能向上
 - ・健康トレーニング(特定高齢者向け)
 - ・高齢者筋力向上トレーニング
 - ・水中トレーニング
 - ・転倒予防教室
- 口腔機能の向上および栄養改善
 - ・みんなと介護予防講座
- 閉じこもり予防事業
 - ・訪問保健指導

要介護認定の非該当者(自立)の人が成人健康診査で特定高齢者と決定を受けた場合に利用します。

※地域包括支援センターを通してお申し込みください。

表3 高額介護(介護予防)サービス費1カ月の自己負担額上限額

所得区分	上限額(世帯合計)
一般世帯(下記に該当しない人)	37,200円
区民税世帯非課税	24,600円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・区民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者	個人15,000円
生活保護の受給者	個人15,000円

表4 ホームヘルプサービス等の助成と利用者負担額助成(2分の1助成)の対象要件

ホームヘルプサービス等助成	利用者負担額助成(2分の1助成)
1 生活保護を受けていないこと。 2 保険料段階が第1段階から第3段階であること。(表1を参照)	1 保険料段階が第3段階であること。(表1を参照)
3 世帯の預貯金や国債・株券などの総額が500万円以下であること。	2 世帯の預貯金や国債・株券などの総額が500万円以下であること。
4 お住まい以外に別荘やマンションなどの資産をお持ちでないこと。	3 お住まい以外に別荘やマンションなどの資産をお持ちでないこと。
5 区民税が課税されている親族等に扶養されていないこと。	4 区民税が課税されている親族等に扶養されていないこと。
6 介護保険料を滞納していないこと。(分割納付誓約書を提出した場合は除く)	6 介護保険料を滞納していないこと。(分割納付誓約書を提出した場合は除く)

※平成19年6月末日現在、国の制度である心身障害者等に対するホームヘルプサービス利用者負担額助成の認定を受けていた人は、上記3の「世帯の預貯金や国債・株券などの総額が500万円以下であること。」の要件を除きます。(実施期間：平成19年7月1日から平成21年3月31日まで)

表6 利用者負担額軽減制度を実施している社会福祉法人および区市町村が提供するサービス

	要支援1・2			要介護1~5			
	介護予防短期入所生活介護	介護予防通所介護	介護予防認知症対応型通所介護	指定介護老人福祉施設	短期入所生活介護	通所介護	認知症対応型通所介護
港	●	●		●	●	●	
区	●	●		●	●	●	
立	●	●	●	●	●	●	●
社会福祉法人立	●	●	●	●	●	●	●

表5 社会福祉法人等による軽減の対象要件

- 生活保護を受給していないこと。
- 区民税世帯非課税であること。
- 世帯の年間収入が単身世帯の場合150万円以下であること。1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- 世帯の預貯金の総額が単身世帯の場合350万円以下であること。1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- お住まい以外に別荘やマンションなどの資産をお持ちでないこと。
- 区民税が課税されている親族等に扶養されていないこと。
- 介護保険料を滞納していないこと。(分割納付誓約書を提出した場合は除く)

表5の対象要件にすべて該当する人で生計が困難と区長が認められた人が、利用者負担額軽減制度を実施している社会福祉法人または区市町村が提供する表6の介護保険サービスを利用する場合に、介護費・食費・居住費(滞在費)の利用者負担の4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)が軽減されます。区に申請書を提出し、認定された場合には軽減されます。

表7 負担限度額認定の対象要件

利用者負担段階	居住費(日額)				食費(日額)
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階 ・生活保護の受給者等 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が区民税非課税	820円	490円	490円(320円)	0円	300円
第2段階 世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	820円	490円	490円(420円)	320円	390円
第3段階 世帯全員が区民税非課税で、上記1、2に該当しない人	1,640円	1,310円	1,310円(820円)	320円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

表8 利用者負担段階が2段階以上上昇する人

対象	内容	手続き
高額介護サービス費	介護保険施設および(介護予防)短期入所生活(療養)介護の食費・居住費(滞在費)の軽減	
税制改正がないものとした場合の利用者負担段階の上限額を適用します。	利用者負担段階の上昇を1段階に止めます。	区が確認を行い対象要件に該当する人は、特例措置で給付をしますので申請は不要です。
負担限度額認定の申請をした時点で、区が確認を行い対象要件に該当する人は、軽減した額での認定証をお送りいたします。		

福祉用具購入費の支給
保険の給付対象となる福祉用具を購入する際は、指定事業者(高齢者支援課介護給付係)に購入を依頼してください。

表9 利用者負担段階が第3段階から第4段階へ1段階上昇する人

対象制度	対象サービス	内容	手続き
社会福祉法人利用者負担額軽減制度	介護老人福祉施設、(介護予防)短期入所生活(療養)介護、(介護予防)通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護	自己負担額・食費及び居住費(滞在費)の8分の1を助成します。	高齢者支援課介護給付係に申請が必要です。※預貯金額や年間収入等の条件があります。詳しくは介護給付係にお問い合わせください。

住宅改修費および福祉用具購入費の受領委任払い制度
区の協定事業者(高齢者支援課介護給付係)にご確認ください。住宅改修費および福祉用具購入をする利用者は、自己負担分である1割を事業者が支払うだけで、改修および購入ができません。

介護保険施設の食費・居住費(滞在費)の軽減
介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)に入所(院)中の人は、原則として、食費・居住費(滞在費)が全額利用者負担となりますが、所得が表7の対象要件に該当し、申請に

災害や疾病で利用料の支払いが困難になったとき
損害の程度や世帯の収入等により、自己負担額が減額・免除されます。詳しくは高齢者支援課介護給付係までお問い合わせください。

より認定されると負担額が軽減されます(負担限度額認定)。
介護サービス利用者負担額の特例
税制改正(老年者の非課税限度額の廃止)の影響により、新たに区民税が課税される人の急激な負担増をさけるため、表8、表9の制度において平成18年7月から平成20年6月までの間に特例措置(激変緩和措置)を実施しています。

住宅改修費および福祉用具購入費の支給について

- 住宅改修費の支給
保険の給付対象となる住宅改修は、利用者の状態を踏まえた適切な工事を行うため、事前申請制度になっております。事前に申請していただかないと給付対象になりませんのでご注意ください。
- 保険の給付対象となる住宅改修
(1)手すりの取り付け工事
(2)段差解消のためのスロープの設置工事等
(3)滑り防止および移動円滑化等のための床材変更工事
(4)引き戸等への扉の取り替え工事
(5)洋式便器への便器の取り替え工事
- 福祉用具購入費の支給
(1)～(5)の工事に付帯する工事
利用限度額20万円(保険給付限度額は18万円)
- 住宅改修費および福祉用具購入費の受領委任払い制度
住宅改修や福祉用具を購入したときは、次の受領委任払い制度を利用する場合を除き、いったん事業者が全額を支払ってください。後日9割分が保険給付されます。
- 保険の給付対象となる福祉用具
(1)腰掛け便座
(2)特殊尿器
(3)入浴補助用具
(4)簡易浴槽
(5)移動用リフトのつり具
利用限度額年間10万円(保険給付限度額は年間9万円)

地域密着型サービス(住み慣れた地域でサービスを受けられます)

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態等になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、地域の実情に即してサービスが提供される環境を整えるものです。区がサービス提供事業者の指定権限を持つことにより区民の皆さんに安心できるサービスが提供されるよう、区はサービス事業者の指導なども行っていきます。

また、地域の実情に応じたサービスという性格上、このサービスを利用できるのは、原則として区内に住む要介護認定等を受けた人に限られます。区では次の3つのサービスについて総合支所単位と同じ5ブロックを日常生活圏域と設定し、日常生活圏域ごとの需要量に応じた整備を進めています。

- 〔夜間対応型訪問介護(要介護1~5の人が対象)〕
夜間、定期的または何かあったときに連絡するとホームヘルパーが訪問し、介護や日常生活上の世話を受けることができます。決められた時刻(定期訪問)のほか、必要時(随時訪問)に訪問を受けられます。
- 〔認知症対応型通所介護(要介護1~5の人が対象)〕
介護予防認知症対応型通所介護(要支援1~2の人が対象)

問い合わせ(高齢者支援課)

- 保険料・被保険者証について
介護保険料係 ☎内線2891197
- 滞納保険料について
介護収納相談担当 ☎内線2895、2896
- 要介護認定について
介護認定係 ☎内線2885590
- 介護サービスと利用料について
介護給付係 ☎内線287680
- 地域密着型サービスの指定等について
介護機関指導担当 ☎内線2881、2882
- サービスに関する苦情・相談
介護機関指導担当 ☎内線2882

貸付制度
受領委任払い制度を利用しないで、住宅改修や福祉用具購入をする人は、貸付制度が利用できます。保険給付されるまでの間、保険給付相当分(9割分)を区が貸し付けます。

高額医療・高額介護の合算制度が始まります

医療保険と介護保険の両方を利用する世帯の自己負担の軽減を目的として、平成20年4月から「高額医療・高額介護合算制度」が新たに始まります。

この制度では、毎月の限度額を超えた場合に支払われる「高額介護サービス費」と「高額療養費」を合算し、新たに設けられた年額の限度額表1、表2を超えた場合に支払われます。限度額を超えた金額については、申請して認められると、後日「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」として支給されます。

注意事項
(1)申請が必要です。
(2)介護保険と医療保険の両方に、自己負担額注1がある世帯が対象です。
(3)限度額は8月1日から翌年7月31日までの年額で計算されます。(平成20年度は、平成20年4月1日から平成21年7月31日までにかかった自己負担額を合算の対象とします。)

(4)介護保険の支給額は自己負担した比率に応じて、それぞれ按分して支給されます。国民健康保険の人はまとめて世帯主に、その他の人は被保険者ごとに支給されます。
※今後、内容が変更される場合があります。

注1 介護保険での自己負担額とは、原則としてサービス費用の1割のことをいい、食費・居住費(滞在費)・日常生活費は含まれません。

表1、表2 算定基準額(限度額)

平成20年度については、期間が平成20年4月1日から平成21年7月31日までとなります。(16カ月)
そのため自己負担限度額については16カ月で算出した支給金額(表2)になりますが、16カ月で算出した支給額(表2)より12カ月で算出した支給額(表1)が多ければ、12カ月で算出した支給額となります。

表1 年間の自己負担限度額 (8月1日～翌年7月31日)

所得区分注2	介護保険被保険者 + 後期高齢者医療被保険者	介護保険被保険者 + 医療保険被保険者 (70歳～74歳)	介護保険被保険者 + 医療保険被保険者 (70歳未満)
	現役並み所得者(上位所得者)	67万円	67万円
一般	56万円	56万円	67万円
低所得者	II	31万円	34万円
	I	19万円	(非課税世帯)

表2 平成20年度の自己負担限度額 (平成20年4月1日～平成21年7月31日)

所得区分注2	介護保険被保険者 + 後期高齢者医療被保険者	介護保険被保険者 + 医療保険被保険者 (70歳～74歳)	介護保険被保険者 + 医療保険被保険者 (70歳未満)
	現役並み所得者(上位所得者)	89万円	89万円
一般	75万円	75万円	89万円
低所得者	II	41万円	45万円
	I	25万円	(非課税世帯)

経過措置



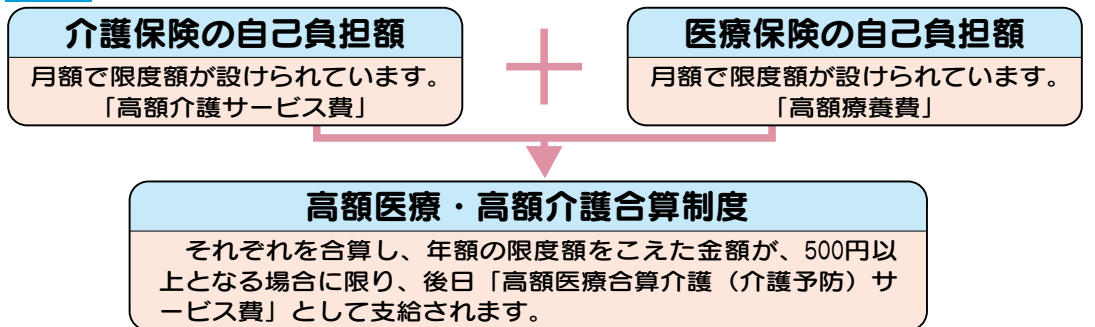
注2 所得区分

所得区分	年齢	要件
課税世帯	現役並み所得者	70歳以上 ※1 一定以上の所得のある人
	上位所得者	70歳未満 ※2 総所得金額などから33万円(住民税基礎控除額)を差し引いた額が60万円を超える人(国保の擬制世帯主*を除く)
	一般	上記に該当しない人
非課税世帯	低所得者II	同一世帯全員が住民税非課税である人
	低所得者I	70歳以上 ※1 低所得者IIの人のうち世帯員それぞれの所得が0円、年金収入80万円以下の世帯
	(非課税世帯)	70歳未満 ※2 同一世帯全員が住民税非課税である人

*国保の擬制世帯主 社会保険の適用にならない人は、国民健康保険に加入します。国民健康保険者証や納税通知書は、住民票上の世帯主あてに交付・郵送されます。その際、国民健康保険に加入がない世帯主を「擬制世帯主」といいます。

※1 65歳以上で障害認定を受けた後期高齢者医療被保険者を含みます。
※2 65歳以上で障害認定を受けた後期高齢者医療被保険者を除きます。

図1 高額医療合算介護(介護予防)サービス費の支給



高額医療・高額介護合算制度は、介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療制度にかかる制度となるため、内容によりそれぞれの窓口にお問い合わせください。

○介護保険に関すること
高齢者支援課介護給付係
☎内線 2876180

○国民健康保険に関すること
国民健康保険給付係
☎内線 2640142

○後期高齢者医療制度に関すること
国保年金課高齢者医療係
☎内線 2655157

介護保険サービスに関する苦情・相談窓口

サービス内容への不満や事業所に対する苦情相談窓口のご案内です。お気軽にご相談ください。
【事業者・施設の苦情相談窓口】
介護サービス事業者・施設は、利用者や家族からの苦情を受けたときは、誠実に対応することが義務付けられています。区内の特別養護老人ホームでは、苦情解決のための第三者委員を設置しています。

【ケアマネジャー(介護支援専門員)】
ケアマネジャーは、サービス内容への不満や疑問に対して相談に応じ、サービス事業者との調整を行います。
【区の苦情・相談窓口】 高齢者支援課介護機関指導担当
☎内線2882

区では介護保険サービスの利用についての苦情や相談を受け付けています。必要に応じて事業者から報告を求め、改善のための指導、助言を行います。
【東京都国民健康保険団体連合会 介護保険部 相談指導課】
☎623810177

東京都国民健康保険団体連合会は介護保険サービスの苦情に対応する専門機関です。受け付けた苦情について調査し、必要に応じて事業者を指導します。
【介護相談員 問い合わせ・港区社会福祉協議会サポートみなと】
☎343112082

区民公募の介護相談員が、区内介護保険施設等を訪問し、利用者等から介護保険サービスに関する不安・不満・疑問・要望等を聞き、その声を事業者や保険者に「橋渡し」します。介護保険サービスに関する苦情を未然に防止し、サービスの質の向上を目指します。